

● 弊社における「高ストレス者」の評価基準

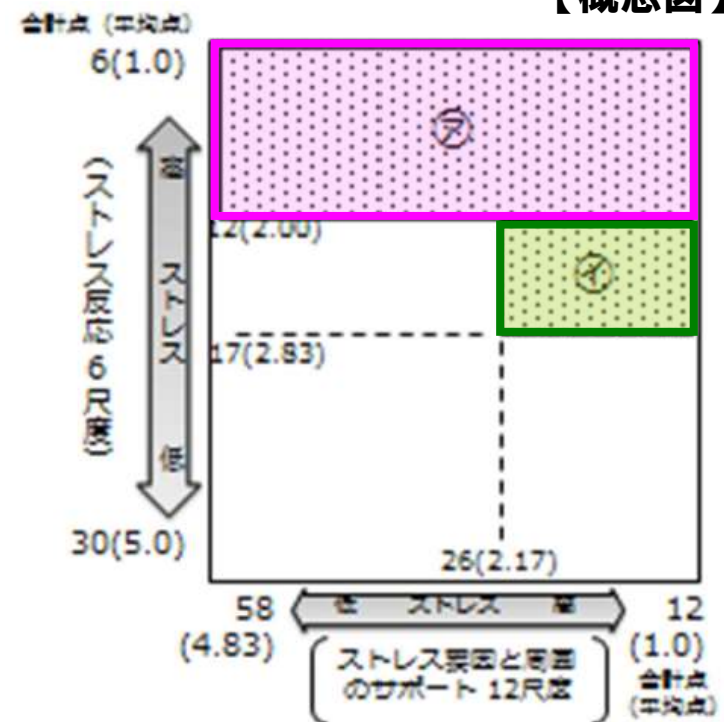
弊社では、高ストレス者の評価基準として「ストレスチェック制度実施マニュアル(平成27年5月)」によるところの**評価基準の例(その2)**の57項目用を用いています。

【評価基準の例(その2)とは】

この方法は、調査票の各質問項目への回答点数を素点換算表により尺度ごとの5段階評価(ストレスが高い方が1点、低い方が5点)に換算し、その評価点の合計点(または平均点)を基準に用います。分析ツール(プログラム)が必要ですが、個人プロフィールとの関連がわかりやすく、尺度ごとの評価が考慮された解析方法とされている評価基準を用いています。

※詳細は、ストレスチェック制度実施マニュアル 41ページをご参照ください

【概念図】



【概念図の見方】

- ㊦ 「心身のストレス反応(6尺度)」の合計点が12点以下(平均点2.0以下)である者を高ストレス者とする。
- ㊧ 「仕事のストレス要因(9尺度)」+「周囲のサポート(3尺度)」の合計点が26点以下(平均点2.17点以下)かつ「心身のストレス反応」の6尺度の合計点=17点以下(平均点2.83点以下)である者を高ストレス者とする。